6　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　基地局の送信装置

［略］

［表略］

注1　基地局が使用する周波数帯（二五・二GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。）の端から一・五GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

［2　略］

3　搬送波の送信周波数帯域が二五・二GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

(2)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

［略］

［表略］

［注1～3　略］

4　搬送波の送信周波数帯域が二五・二GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。

(3)　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置

ア　陸上移動局と通信を行う送信装置

［略］

［表略］

［注1　略］

2　搬送波の送信周波数帯域が二五・二GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

6　［同上］

(1)　［同上］

［同上］

［表同上］

注1　基地局が使用する周波数帯（二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。）の端から一・五GHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

［2　同上］

3　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。

(2)　［同上］

［同上］

［表同上］

［注1～3　同上］

4　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。

(3)　［同上］

ア　［同上］

［同上］

［表同上］

［注1　同上］

2　搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）九dBm以下の値とする。